

## 郵便局用地の評価

**Q** : 郵政が民営化されましたが、郵便局の敷地は、評価方法が変わるのですか？

**A** : 基本的にこれまでと変わらず、一定の要件の下、80%評価減が認められる特定事業用宅地等として取り扱われることとなっています。

### 【解説】

郵便局の敷地の相続税評価は、これまで、①その所有者であった被相続人に親族がいること、②その敷地を相続した親族から相続開始後5年以上、旧公社が郵便事業の用に供するため、借り受ける見込であることなどの要件を満たせば、国営事業用宅地等に該当するものとして、小規模宅地等の特例(80%減額評価)が受けられることとなっていました。

この取扱いは、郵政民営化後も基本的には変わらず、次の3つの要件を満たしている敷地については、特定宅地等として、80%の評価減が認められることとなっています。

- ① 旧郵政公社に貸付けられていた郵便局の敷地が、民営化された平成19年10月1日から相続開始時までその賃貸借契約が基本的に変更なく郵便局株式会社に貸付けられていること
- ② 相続等によりその敷地を取得した相続人からその後5年以上、郵便局株式会社が引き続き借り受ける見込であること
- ③ その敷地について、既に小規模宅地等の特例の適用を受けたことがないこと

